

平成23年度青森県クリーニング師試験実施要領

1 試験日時及び試験会場

学科試験及び実地試験

日 時：平成23年11月12日（土）午前10時～

会 場：青森県立青森第二高等養護学校 体育館及びクリーニング実習室
（青森市大字戸山字宮崎22-2）

2 試験科目

(1) 学科試験

- ① 衛生法規に関する知識
- ② 公衆衛生に関する知識
- ③ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ① 洗たく物の処理に関する技能
 - a 繊維の識別
 - b 薬品の識別
 - c ワイシャツのアイロン仕上げ（折りたたみを含む。）

3 受験資格

- (1) 中学校を卒業した者等学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- (3) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項各号に規定する者

4 受験手続き

(1) 受験願書の請求先

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ及び青森市保健所で配布します。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、返信用切手140円を同封し、封筒に「受験願書請求」と朱書きしてください。

(2) 受験願書受付期間

平成23年10月3日（月）から10月17日（月）までとします。ただし、郵送による場合は10月17日（月）までの消印のあるものは有効とし、直接持参する場合は、

前記期間（土・日曜、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

- ①受験希望者は、別添受験願書に必要な書類を添付し、提出してください。
- ②受験願書を郵送する場合は、必ず書留または簡易書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書きしてください。

（提出先） 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

（青森県庁北棟6階）

(4) 提出書類

- ① 受験願書
- ② 履歴書
- ③ 受験資格を証する書類（最終学校卒業証明書又は卒業証書の写し等）
- ④ 戸籍抄本（発行の日から6か月以内のもの）
- ⑤ 写真（出願前6か月以内に撮影した上半身、脱帽正面の手札判（縦7cm×横5cm）のもの）

(5) 受験手数料

7,000円に相当する額の青森県収入証紙（証紙は消印しないこと）を受験願書に貼って納付してください。（各保健所内食品衛生協会、県庁生協売店等で販売しています。）

※ 収入印紙ではありませんので、誤りのないようにしてください。

※ 東日本大震災の被災者の方は、受験手数料が免除されます。この場合、市町村が発行する「り災証明書」等を受験願書に添付してください。青森県収入証紙を受験願書に貼る必要はありません。なお、停電及び燃料不足それ自体による被災は、受験手数料免除の対象外です。

5 注意事項

- (1) 受験者は、試験開始10分前までに試験会場に入室してください。原則として試験開始後の入室は認めません。
- (2) 受験者は、受験票・鉛筆・消しゴム・昼食・白長袖ワイシャツ（ポリエステル綿混紡可、形態安定型でないもの）・上履き（ズック等アイロン実技試験に適したもの。サンダル、スリッパ、ハイヒール等は不可。）を各自持参してください。
- (3) 受験票は、原則として再発行しないので、紛失しないでください。
- (4) 試験中、机に携帯電話等を置くことを禁止します。教室内に持ち込む場合は電源を切ってください（時計としての使用も禁止します）。
- (5) 試験会場からの試験中の退室は、試験開始後1時間を経過した時から試験終了5分前

までとします。

- (6) 試験中にカンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、それ以降の受験ができなくなります。
- (7) その他、試験に関しては試験監督員の指示に従って受験してください。
- (8) 敷地内は禁煙です。

6 合否判定

合否判定は、問題別正答率、平均点等に基づき、試験問題の難易度を勘案して、必要に応じ問題の一部を採点除外した上で、試験委員会において合格点を決定します。

7 合格発表

(1) 日時 平成23年12月2日(金) 午前10時

(2) 方法

合格者の受験番号を県庁東棟掲示板・北棟6階保健衛生課前に掲示するとともに、青森県ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) に掲載します。

また、合格者には後日結果を郵送します。

8 試験結果の開示

(1) 各科目別得点及び総合得点について、受験者本人に限り、口頭により開示請求できます。

① 受付期間 合格発表の日から平成24年1月4日(水)までの1か月間

受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

② 受付場所 青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

③ 持参するもの 受験票等、本人と顔写真が照合できるもの。

(2) 上記期間終了後の開示は文書請求によるもののみとなります。総務学事課情報公開グループに開示請求書を提出してください。開示文書の写しを希望する場合は手数料が必要です。

9 その他

その他不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ (Tel017-734-9213) にお問い合わせください。